

一宮市告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例（平成28年条例第54号）別表第2に規定する施設の使用料の徴収事務の委託について、次のとおり告示する。

令和6年4月3日

一宮市長 中野 正康

- 1 委託先 近鉄ファシリティーズ株式会社 中部支店
支店長 三輪 昌則
愛知県名古屋市中村区名駅4丁目10番25号
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで